**セーフティネット５号**

１．制度概要

　　全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で８０％保証を行う制度

２．対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近３ヶ月間の売上高等が前年同期比で５％以

上減少。

※時限的な運用緩和として、２月以降直近３ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近

の売上高等の減少と売上高見込みを含む３ヶ月間の売上高等の減少でも可。

（例）２月の売上高実績＋３月、４月の売上高見込み。

・１つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する。

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（イー１）

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（イー４）

　・兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（イー２）

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（イー５）

　・兼業者であって、１以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を

　行っている。

　　中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（イー３）

　　中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（イー６）

**※イー４・イー５・イー６はコロナウイルス感染症に起因する認定で新たに追加されま**

**した。**

　・提出書類

　（１）認定申請書

　（２）売上高月別表

　（３）業種のわかる書類（商業登記簿謄本等）

　（４）直近の決算書又は確定申告書

　（５）認定申請書に記入した金額が確認できる書類（試算表、売上台帳、その他売り上げ）

がわかる書類

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち２０％以上を占める原油等の

仕入価格が２０％以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中

小企業者。（売上高等の減少について、町長の認定が必要。）

・１つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する。

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（ロー１）

　・兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。

中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（ロー２）

　・兼業者であって、１以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を

　行っている。

　　中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書データ（ロー３）

・提出書類

　（１）認定申請書

　（２）売上高月別表

　（３）業種のわかる書類（商業登記簿謄本等）

　（４）直近の決算書又は確定申告書

　（５）認定申請書に記入した数値が確認できる書類（試算表、売上台帳、その他売り上げ）

がわかる書類